	現行の措置
	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八、第五十二条の十三、第五十二条の三十及び第五十二条の三十二
九	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
	土地取引に関する事項 内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条） 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条
十	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保険又は社会福祉、初等及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

（スイスの留保に係る表に関する付録二は省略）

附属書十（第十一章関係）　地理的表示

第一節　日本国で保護される表示

(a) 蒸留酒
- (i) 壱岐
- (ii) 球磨
- (iii) 琉球
- (iv) 薩摩

(b) 酒
- 白山

第二節　スイスで保護される表示

(a) チーズ
- (i) アッペンツェラー
- (ii) ベルナー・アルプケーゼ又はベルナー・ホーベルケーゼ
- (iii) エメンタール
- (iv) フォルマッジオ・ダルプ・ティチネーゼ
- (v) グラルナー・シャプツィガー
- (vi) グリュイエール
- (vii) レティヴァ
- (viii) ラクレット・デュ・ヴァレ
- (ix) スプリンツ
- (x) シュヴァイツァー・ティルジッター
- (xi) テット・ドゥ・モワン又はテット・ドゥ・モワン・フロマージュ・ドゥ・ベルレ
- (xii) ヴァシュラン・フリブルジョワ
- (xiii) ヴァシュラン・モンドール

(b) 肉加工品
- (i) ビュントナーフライシュ
- (ii) ヴィアンド・セシェ・デュ・ヴァレ

(c) パン、菓子パン、ケーキ、菓子、ビスケットその他パン製造者の製品
- (i) バーズラー・レッカリー
- (ii) ムラング・ドゥ・グリュイエール
- (iii) パン・ドゥ・セーグル・ヴァレザン
- (iv) スイス・チョコレート又はシュヴァイツァー・ショコラーデ
- (v) スイス・クロイターボンボン

(d) 蒸留酒
- (i) アブリコティーヌ又はオー・ドゥ・ヴィ・ダブリコ・デュ・ヴァレ
- (ii) アッペンツェラー・アルペンビッター
- (iii) オー・ドゥ・ヴィ・ドゥ・ポワール・デュ・ヴァレ
- (iv) シュヴァイツァー・キルシュ
- (v) ツーガー・キルシュ

(e) ぶどう酒
- (i) ドール
- (ii) ファンダン
- (iii) ジュネーブ
- (iv) ラ・コート
- (v) ラヴォー
- (vi) ヌシャテル
- (vii) ティチーノ
- (viii) ヴァレ
- (ix) ヴォー

(f) 時計及び精密機械装置
- (i) ジュネーブ
- (ii) ノイエンブルク又はヌシャテル
- (iii) シャフハウゼン
- (iv) スイス

(g) 繊維製品
- (i) ランゲンタール
- (ii) ザンクト・ガレン・エンブロイダリー、ザンクト・ガラー・シュティッカライ又はザンクト・ガラー・シュピッツェン

(h) 機械、金属加工業及び技術業
- (iii) スイス

(i) 化学品・医薬品
- (i) バーゼル
- (ii) スイス

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
法務大臣　森　英介
外務大臣　中曽根弘文
財務大臣　与謝野　馨
文部科学大臣　塩谷　立
厚生労働大臣　舛添　要一
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博
国土交通大臣　金子　一義
環境大臣　斉藤　鉄夫